

橋本市地場産業振興センター指定管理者 審査基準

選定項目	審査項目	内 容	判定※
1	業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 (指定手続条例第4条第1号)	・ 公の施設としての設置目的を理解しているか	可・否
		・ 市が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	
		・ 団体の経営モラルや経営実態は健全か	
	・ 住民の平等な利用を確保	・ 事業計画等の内容が収益事業等の特定の事業に偏っていないか ・ 施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないか	可・否

※選定委員会において「否」と判定された場合は失格とし、以下の採点は実施しない。

選定項目	審査項目	内 容	配点	
2	・ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・ 年間の広報計画の内容は適切か	50	
		・ 利用拡大の取組内容は適切か		
		・ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか		
	・ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・ サービスの向上のための取組内容は適切か		
		・ 募集項目に示した内容の提案は適切か		
		・ 自主事業の提案は市が意図した企画となっているか		
		・ 全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか		
	・ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	・ 仕様書に記載されている内容が事業計画書で提案されているか		
		・ 施設管理、安全管理は適切か		
		・ 維持管理を効率的に行われる計画となっているか		
3	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 (指定手続条例第4条第2号)	・ 施設の管理運営に係る経費	20	10
	・ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	・ 収入、支出の積算方法や根拠は適切か		10
		・ 収支計画の実現可能性はあるのか		
4	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財産的基礎を有しているか。 (指定手続条例第4条第3号)	・ 職員の体制は十分か、または採用や確保の方策は適切か	30	
		・ 緊急時や住民、利用者からの対応等の体制は確保されているか		
		・ 職員の指導育成、研修体制は十分か		
	・ 安定的な運営が可能となる経理的能力	・ 団体の財務状況は健全か		
		・ 金融機関、出資者等の支援体制は十分か		
	・ 類似施設の運営実績	・ 民間を含めた類似施設や類似業務を良好に運営した実績はあるか		